

第 13 章 準備書に対する知事の見解及びそれに対する都市計画決定権者の見解

第13章 準備書に対する知事の見解及びそれに対する都市計画決定権者の見解

令和8年3月25日付環第1382号で通知された準備書に対する千葉県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、以下のとおりである。

(前文)

本事業は、松戸市内で発生する一般廃棄物の処理を行う和名ケ谷クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴い、同市の別の場所にある都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）において、令和2年に稼働を停止したクリーンセンター（以下「旧施設」という。）を解体し、その跡地に1日当たりの処理能力が旧施設の約2倍に当たる402トンのストーカ式の廃棄物焼却施設（以下「本計画施設」という。）を設置する都市計画対象事業である。

事業区域の建造物の高さは、航空法により、海上自衛隊下総航空基地の滑走路の標高から45メートル以下に制限されているところ、事業区域の標高は、当該滑走路より約10メートル低くなっていることを踏まえ、煙突高さは旧施設と同じ高さの55メートルを計画している。

事業区域は、柏市及び鎌ケ谷市との市境に程近い松戸市東部に位置し、事業区域の近傍には、学校、福祉施設や保育施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在している。また、旧施設が建設された昭和55年以降に宅地化が進んだ地域であり、事業区域周辺100メートル圏内に住宅が立地するなど、住宅密集地に非常に近接していることから、生活環境への十分な配慮が必要である。

事業区域内のクリーンセンター公園（以下「センター公園」という。）は、事業の実施により、緑地や広場等が改変・縮小される計画であるが、植物の生育基盤が乏しい周辺環境において、多くの木々が生育し、人が自然と触れ合える貴重な緑地であり、旧施設を緑に溶け込ませ周辺環境と調和のとれた都市景観を形成している。また、事業区域周辺には森林が点在し、ツミ、オオタカ等の猛禽類の生息が確認されている。ツミについては事業区域内で確認されているほか、事業区域近傍の市街地において繁殖も確認されており、工事の実施に際して配慮が必要である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

13-1 全般事項

(1) 住宅密集地における事業として特段の環境配慮を要することを踏まえて、事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。

【都市計画決定権者の見解】

住宅密集地における事業として特段の環境配慮を要することを踏まえて、事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、ろ過集じん機（バグフィルタ等）によるばいじん、水銀、ダイオキシン類の除去や無触媒脱臭法等による窒素酸化物の除去、低騒音・低振動型機器などについて、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めます。なお、本施設においては、太陽光発電等の自然エネルギーの活用や省エネルギー型設備などにより、さらなる環境影響の回避又は低減に努めます。

(2) 旧施設と比較して処理能力が大きく増加することや、周辺住居等に非常に近接していることを踏まえ、施設の維持管理及び廃棄物運搬車両の運用管理の徹底を図るとともに、適切な公害防止対策を講じることにより、生活環境への影響をできる限り低減すること。

【都市計画決定権者の見解】

旧施設と比較して処理能力が大きく増加することを踏まえ、施設の基本性能を維持するための点検・補修・整備などを計画的に実施します。また、周辺住居等に非常に近接していることを踏まえ、敷地内の交通整理による渋滞防止などの廃棄物運搬車両の運用管理を徹底します。さらに、上記に加えて、適切な公害防止対策を講じることにより、生活環境への影響をできる限り低減します。

13-2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

13-2-1 大気質

ア 廃棄物処理施設の稼働による排出ガスについて、事業区域の地盤が周辺より低いことにより、周辺の地盤面から煙突までの相対的な高さが同程度の規模の類似施設と比較して低いことに十分留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。

【都市計画決定権者の見解】

廃棄物処理施設の稼働による排出ガスについて、事業区域の地盤が周辺より低いことにより、周辺の地盤面から煙突までの相対的な高さが同程度の規模の類似施設と比較して低いことに十分留意し、自主基準値（公害防止基準値）を遵守します。運転管理の方法は、ごみピットでの貯留による焼却能力との調整や給じん装置を用いたごみ質・燃焼状況に応じた給じん量の調整、ごみクレーンによる攪拌等を通じて、ごみ質の均一化を図り適正負荷により安定した燃焼を維持することとします。また、常時監視により基準値の超過を予防するなど、適切に運転管理します。

イ 事業区域南南東の高層住居最上階における年平均濃度を予測及び評価しているが、これと異なる方角において、より近接し、かつ事業区域よりも標高の高い住居(高層住居を含む)が存在することから、これらの近傍住居に及ぼす影響についても予測及び評価を実施すること。なお、予測は、住居の最上階と煙突排出高さとの標高差を適切に反映したシミュレーションによって行い、年平均濃度に加え、接地逆転層崩壊時等の特殊気象条件下での短期高濃度についても実施すること。また、結果に応じて必要な環境保全措置を検討し、施設の運用計画に適切に反映すること。

【都市計画決定権者の見解】

煙突排ガスの排出に伴う大気質は、都市計画対象事業実施区域周辺の全方位において、準備書で予測した予測高1.5mにおける最大着地濃度出現地点の距離以内(概ね800m)に存在する住居のうち最も高い高層住居の最上階を予測高さ(25.5m)に設定して、準備書と同様の方法で予測及び評価しました。また、煙突排出高さを周辺との標高差を考慮して実高さ55mから45mに低く設定することで、高層住居の最上階との標高差を適切に考慮したシミュレーションを行いました。予測は、長期平均濃度及び短期高濃度を対象として行い、準備書と同様に参考値として整理しました。なお、短期高濃度の予測のうち、接地逆転層崩壊時については、環境影響評価で通常用いられている手法では特定の水平面距離や予測高さを指定したシミュレーションができないことから対象外としました。

長期平均濃度は、都市計画対象事業実施区域の全方位における最大着地濃度地点と近傍の住居を予測対象とし、本計画施設の煙突から最も近傍の高台にある戸建住宅として、北西方向約70mの位置にあり標高が高くなっている柏市側の主に2階建て住宅地において予測しました。また、最も近傍にある集合住宅として、同じく東北東方向約80mの位置にあり標高が高くなっている5階建て集合住宅の位置においても予測しました。なお、これらの予測地点における予測高さは25.5mとし、当該住居における予測高さよりも高いため、より影響の大きい条件となっています。また、短期高濃度予測は、短期的な厳しい気象条件で行うもので面的評価ができないことから、近傍住居と同等距離における濃度を予測しました。

予測結果は資料編に示すとおり、環境基準等を満足するものと評価します。そのため、環境保全措置は準備書で整理した内容で事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響が可能な限り回避又は低減されているものと評価します。

13-2-2 水質

水質汚濁対策について、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）」（令和4年3月）では、水質保全等のための流出水対策として雨水浸透を促進していることから、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等について検討すること。

【都市計画決定権者の見解】

敷地内の雨水は、雨水流出抑制施設に集水した後、原則として、植栽への散水等に極力再利用することに努め、余剰雨水については、上大津川へ放流する計画です。なお、具体的な雨水流出抑制施設については、今後詳細設計を行うなかで、浸透貯留槽、浸透井戸、緑化貯留施設等の本事業に適した施設を設置し、流出水対策を行う予定です。

13-2-3 植物

事業区域内の大径木について、土地利用計画の緑地区分が未確定のため全て消失すると予測されているが、今後の計画の検討に当たっては、できる限り保全するよう配慮すること。

【都市計画決定権者の見解】

今後の事業計画の検討にあたっては、大径木が可能な限り残存するように土地利用計画を検討します。また、残存できる大径木がある場合は、工事開始前に生育位置を確認し、誤って伐採しないよう印をつける等の対策を検討します。

13-2-4 動物

施設の解体や事業区域内の樹林環境の減少により希少動物等への影響が懸念されることから、それらの生態を踏まえて適切な時期に段階的な工事を実施するとともに、既存樹木の保全や植栽等による樹林環境の創出を行い、工事による影響をできる限り低減すること。

【都市計画決定権者の見解】

本施設の工事では、都市計画対象実施区域全域を一度にまとめて改変するのではなく、可能な限り希少動物の生態を踏まえた適切な時期に解体や造成等を段階的に実施することで逃避を促すほか、既存緑地の活用や緑地の創出に努める等の環境保全措置を実施し、できる限り影響を低減します。

13-2-5 景観

周辺景観について、主要な眺望点がないことから、近景における予測・評価が実施されていないが、センター公園の緑地の改変・縮小に伴う変化を踏まえ、本計画施設の景観計画とセンター公園の緑地計画を一体的に検討することにより、周辺環境との調和が図られるよう配慮すること。

【都市計画決定権者の見解】

周辺景観について、現センター公園の緑地の改変・縮小に伴う変化を踏まえ、本施設の景観計画と多目的広場等緑地の緑地計画を一体的に検討することにより、近景における景観にも配慮したうえで、周辺環境との調和が図られるよう配慮します。

知事意見を踏まえて、景観の環境保全措置「周辺環境に配慮し、緑に溶け込む周辺環境と調和がとれた施設を計画する」を「本施設の景観計画と多目的広場等緑地の緑地計画を一体的に検討することで、周辺環境に配慮し、近景における景観にも配慮したうえで、緑に溶け込む周辺環境と調和がとれた施設を計画する。」に修正しました。（評価書7-474頁、8-16頁）

13-2-6 人と自然との触れ合いの活動の場

「松戸市みどりの基本計画」（2022年4月）では、公共施設の整備にあわせ、グリーンインフラの視点による質の高いみどりの創出に努める等の方針を掲げている。センター公園は人が自然と触れ合える貴重な緑地であることから、その特性が保たれるよう、緑地の整備に当たっては、緑被率を確保するだけでなく、公園緑地等の専門家等による専門的な視点を取り入れ、改変・縮小による環境影響をより一層回避又は低減すること。

【都市計画決定権者の見解】

緑地の整備に当たっては、緑化率を確保するだけでなく、公園利用者に対して行った聞き取り調査及び周辺住民に対して行ったアンケート調査で得た意見や造園等の専門家による専門的な視点からの意見を取り入れることを検討することで、人が自然と触れ合える貴重な緑地を保全し、改変・縮小による環境影響をより一層回避又は低減します。

13-2-7 廃棄物

建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。

【都市計画決定権者の見解】

建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ります。

13-3 監視計画

事業区域近傍の市街地においてツミの繁殖が確認されていることから、今後、営巣場所を移動させる可能性があることを踏まえて、必要に応じてモニタリングを実施し、工事に伴う影響が生じるおそれがある場合は適切な対策を講ずること。

【都市計画決定権者の見解】

都市計画対象事業実施区域周辺の市街地においてツミの繁殖が確認されていることから、事後調査計画として、工事前に営巣場所調査を実施し、都市計画対象事業実施区域内で営巣が確認された場合は、必要に応じて現地調査の実施、環境保全措置の検討をします。また、工事に伴う影響が大きい場合は適切な対策を講じます。

13-4 その他

(1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

今後とも、評価書及び事後調査結果をはじめとした事業の関連情報を松戸市ホームページで公表するほか、周辺住民に対しては説明会を行う等の情報提供を継続してまいります。

(2) 評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

【都市計画決定権者の見解】

評価書及び事後調査結果を松戸市ホームページで公表し、縦覧期間後も印刷や閲覧を可能とするなど、住民等の利便性の向上に努めます。